

# 学校における働き方改革推進本部（第4回）

## 議事次第

日 時：令和2年9月1日（火）14：00～14：40

場 所：東館11階省議室

議 題：

学校における働き方改革に係る文部科学省の取組状況の進捗状況について

資 料：

【資料1】学校における働き方改革に係る文部科学省の取組状況の進捗状況

【資料2】学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について

【参考資料1】働き方改革取組状況調査や日々のやりとりの中で見取ることができる学校や教育委員会が求める業務の削減について

【参考資料2】新型コロナウイルス感染症にかかる学校の負担軽減に向けた取組について

【参考資料3】公立学校における働き方改革の推進（全体イメージ）

【参考資料4】学校における働き方改革推進本部・幹事会の構成員

これまでに示された検討の方向性

(前回(第3回)の推進本部において議論)

部活動の地域移行や複数校合同チーム化

- 複数校合同チームによる持続可能な部活動の促進。
- オリンピック・パラリンピック東京大会のレガシーのためにも、自治体や地域、部活動保護者会といった学校とは別の主体が実施するスポーツ・文化活動に、希望する教師が兼職・兼業の許可を受けて参加する仕組みの確立。

→ 具体的な方策を「部活動の在り方検討チーム」で検討

これまでの取組状況と成果

検討チームにて検討、とりまとめを実施

- 検討チームにおいて、全国の先進的な取組の事例分析を行うとともに、8月末のとりまとめに向け、部活動改革を実現するための「学校の働き方改革も考慮した部活動改革の考え方」や「具体的な方策」の論点整理を実施。
- とりまとめ案について、学校体育・文化芸術団体、学校関係団体、教育委員会、地方団体、PTA、学識経験者等、部活動関係者からヒアリングを実施。
- 8月末に検討チームとして「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」をとりまとめ

今後の方向性

令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域移行

○改革の方向性

- 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

○具体的な方策

- I. 休日の部活動の段階的な地域移行(令和5年度以降、段階的に実施)
  - 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
  - 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
  - 拠点校(地域)における実践研究の推進とその成果の全国展開
- II. 合理的で効率的な部活動の推進
  - 都市・過疎地域における合同部活動の推進
  - ICT活用の推進
  - 地方大会の在り方の整理

① 部活動

教科担任制の導入と標準授業時数の弾力化

- 小学校高学年については、教科担任制の導入を図ることで持ち授業時数の軽減を図るとともに、低・中学年については、各学校の創意工夫を生かした基礎・基本の重点化やICTを活用した学びの充実による標準授業時数の弾力化。

→ 具体的な方策を「中教審新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会・教育課程部会」で検討

中教審において制度の具体化にむけて検討

《教科担任制の導入》

- 「論点取りまとめ」(R元.12)を踏まえ、特別部会、教育課程部会及び教員養成部会において、主に学校規模・優先的に専科指導の対象とすべき教科の観点や、小中学校を見通した指導力を身に付けられる教職課程・免許制度の在り方等について検討を具体化。

《標準授業時数の弾力化》

- 2月以降、特別部会及び教育課程部会において議論。

令和4年度目途に小学校高学年からの教科担任制を導入

《教科担任制の導入》

- R4年度目途に小学校高学年からの教科担任制を導入。
- 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について今秋の中教審・中間まとめに向けて更に検討。

《標準授業時数の弾力化》

- 中教審において、総枠としての授業時数は引き続き確保しつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化を認める仕組みを設けることについて検討中であり、答申にて結論を得る予定。

② 授業

教員免許更新制の実質化

- 10年ごとに30時間の講習を受けるのではなく、10年間という期間全体の教師の研修歴、履修証明や資格の取得状況等を評価し、教員免許を更新する仕組みへの転換等。

→ 具体的な方策を「中教審・教員養成部会」で検討

更新講習と研修の相互活用に向けた課題を明確化

- 調査を実施し、更新講習に代えることが可能な研修の類型が明らかになるとともに、研修と免許状更新講習の相互活用を進めるためには、教委内外の連携体制、各教員の受講履歴を管理する仕組みが必要なこと等が明らかになった。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により免許状更新講習の課程の修了が困難な場合に、教員免許状の有効期間の延長等を行うことが可能であること等について、6月5日付で通知を発出した。

教員免許更新制に関して包括的な検証を開始

- 研修と更新講習の相互活用について先進的取組を行う教委が課題を克服した方法など具体的な情報提供を行うこと等により各教委の取組を支援。
- 教員養成部会において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、教員免許更新制度が学びの保障に注力する現職教員や迅速な人的体制の確保に与える影響の分析に着手。
- 勤務の長時間化や教員不足等の課題も視野に入れ、教員免許更新制や研修に関して包括的な検証を開始。将来にわたって必要な教員数と資質能力の確保が両立できるような在り方に関して総合的な検討を行う。

③ 教員免許更新制

## これまでに示された検討の方向性

(前回(第3回)の推進本部において議論)

### 調査の負担軽減、CBT(Computer Based Test)化

- ・負担軽減の観点から学力調査の各学校での教員による独自の採点等の必要性の検証。
- ・1人1台情報端末や高速大容量ネットワークの整備を踏まえ、全国学力・学習状況調査のCBT化を早期に実現し、実施時期や自治体独自の学力調査との組み合わせなどを各自治体で柔軟に設定できる仕組みを確立。

→ 具体的方策を「GIGAスクール実現推進本部」で検討

## これまでの取組状況と成果

### 令和2年度調査の中止、CBT化検討WGにおける検討

- ・新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業 による学校現場への影響や負担軽減の観点から、令和2年度調査は中止。
- ・本年4月に「全国的な学力調査のCBT化検討ワーキンググループ」を設置し、CBT化する場合のシステムや実施体制等といった専門的かつ技術的な課題について検討を行い、本年8月に中間とりまとめとして「論点整理」を公表。

## 今後の方向性

### CBT化に向けた更なる検討、小規模からの試行の実施

- ・「論点整理」を踏まえ、引き続き更なる検討を進めるとともに、令和3年度概算要求において、CBT化に向けて小規模からの試行、検証を実施するために必要な経費を計上する予定。
- ・負担軽減の観点から、学校質問紙調査は平成28年度からWebによる回答としているが、児童生徒質問紙調査についても、令和3年度から、一部学校においてパソコンを活用した方式で試行予定。
- ・その他、調査に関する各学校との連絡等は、順次ペーパーレス化し、Webシステム等で行う予定。

④ 全国学力・学習状況調査

## 調査方法の簡略化、調査の精選

- ・学校に対する調査は、web回答方式で短時間に簡易に回答できる形式に順次移行。
- ・基幹統計(学校基本調査・学校保健統計・学校教員統計)等については、同データを省内関係局課・教育委員会で共有(所管又は該当地域部分に限定した二次利用の活用等)し、この範囲のデータの再調査を原則禁止。
- ・文部科学省各局課や各府省が実施する調査については、引き続き、初等中等教育局財務課がスクラップ・アンド・ビルドの観点から精査(原則サンプル調査)。

## 調査の精選、悉皆調査の削減を実施

《統計調査》

- ・統計調査については、「文部科学省統計改革推進本部(本部長:総合局審議官)」において統計調査の実施日程の見直しやオンライン化推進等による回答しやすい調査を目指した改革の検討を進め、本年8月に中間報告を取りまとめた。

《その他調査》

- ・その他学校向け調査については、悉皆調査をサンプル調査に見直すなど、令和元年度末に、今後の削減方針を教育委員会に通知済み。

- ・更に、新型コロナウイルス感染症対策における学校現場の負担軽減を図るため、令和2年度の学校向けの調査、委託調査のうち、一部のものを中止または延期。

【令和2年度当初実施予定20調査のうち9調査は中止】

## 統計調査の見直しを令和3年度から順次実施

《統計調査》

- ・中間報告を踏まえ、統計に必要なデータの電子化・標準化に取り組むなど、直ちに切り掛かることが可能な事項から、速やかに取り組む。

《その他調査》

- ・引き続きスクラップ&ビルドの観点から学校向け調査等の実施について精査を随時実施。

- ・特に、新型コロナウイルス感染症に係る学校の負担軽減に向けて、調査の取扱いについては引き続き検討。

⑤ 学校向け調査

## 改正給特法の着実な実施

改正給特法を踏まえた各自治体の条例化等に向けた取組及び把握の徹底。

## 教諭・事務職員の標準職務例の通知

学校や教師・事務職員等の職務の明確化の観点から、「教諭等」と「事務職員」の標準職務例を作成。

## 働き方改革の普及啓発、教師の魅力発信

働き方改革の普及啓発に向けた学校や教育委員会における取組事例を発信するとともに、教師の魅力を発信。

《改正給特法》

- ・在校等時間等に関する「指針」に係る条例・規則等の整備に向けて、全都道府県・政令市教育長に大臣・局幹部等から直接依頼。32県において改正給特法の説明会を実施。
- ・66県市(約99%)において、既に条例・規則を整備済み又は令和2年度中に整備予定。
- ・休日の「まとめ取り」のための1年単位の变形労働時間制導入に係る省令等を制定の上、条例案やQ&A、パンフレットを作成し、これらを各都道府県等に通知済み(令和2年7月)。さらに制度の意義や内容等の周知のため、オンライン説明会を開催済み(令和2年8月)。

《標準職務例》

- ・標準職務例を作成し、各都道府県等に通知済み(令和2年7月)。

《普及啓発、魅力発信》

- ・教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査を実施し、市町村別に取組状況を公表。
- ・事例展開を中心に構成された「働き方改革フォーラム」を実施(令和2年1月)、教育委員会や学校現場を集めた「取組事例集」を発行(令和2年3月)
- ・新型コロナウイルス感染症対応で多忙となる学校をサポートするため、「学校・子供応援サポーター人材バンク」を立ち上げ(令和2年4月)。登録者2万人を達成(令和2年8月)。
- ・「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」において、「教職の魅力向上に関する取組」を新たなテーマに加え、調査研究を実施中。

《改正給特法》

- ・在校等時間等に関する「指針」については、全ての都道府県・指定都市において、条例・規則等の整備が行われるよう、引き続き状況を把握するとともに、必要に応じて指導を行う。
- ・休日の「まとめ取り」のための1年単位の变形労働時間制については、希望する教育委員会への個別相談会等の実施により、引き続き丁寧に説明を行い、周知を図る。

《標準職務例》

- ・各教育委員会の人事担当を集めた説明会や研修会等、機会を捉えて周知を図る。

《普及啓発・魅力発信》

- ・働き方改革の取組等に関する文科省サイトの立ち上げと合わせて魅力向上サイトを立ち上げ、全国の魅力向上策を発信する。
- ・教員採用選考試験のデータ分析や、高い採用倍率を維持している教委の要因分析を行った結果を発信することにより、教師の計画的採用を促す。

⑥ その他

# 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要

資料2-1

## 部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

**持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要**

## 改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

## 具体的な方策

### I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保  
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

### II. 合理的で効率的な部活動の推進

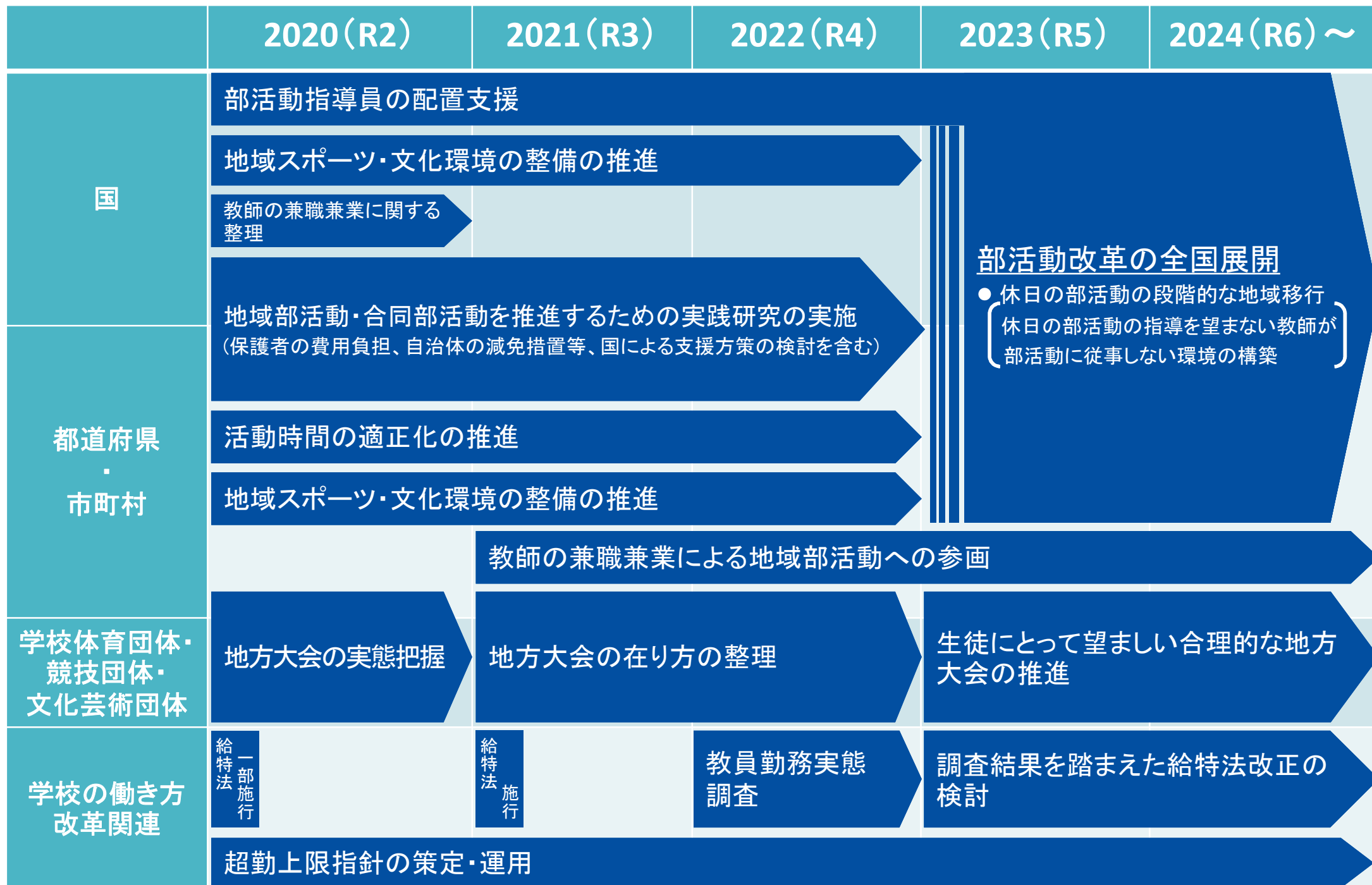
- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる ICT活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

# 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革のスケジュールについて

資料2-2



## 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について

### はじめに

文部科学省では、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から、部活動ガイドラインを策定し、部活動の適正化を推進している。他方、学校の働き方改革は喫緊の課題であり、中央教育審議会の答申や給特法改正の国会審議において、「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」ことが指摘されている。

これらの指摘も踏まえつつ、今回はその第一歩として、学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、部活動ガイドラインで示した「学校と地域が協働・融合」した部活動の具体的な実現方策とスケジュールを明示するものである。

部活動をめぐる様々な関係者がそれぞれの立場で協力しながら、以下に示す方策について段階を踏んで着実に実施することにより、部活動における教師の負担軽減に加え、部活動の指導等に意欲を有する地域人材の協力を得て、生徒にとって望ましい部活動の実現を図るものである。

### ○学校の働き方改革も考慮した部活動改革の考え方

#### (部活動の意義と課題)

- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動である。
- ・部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある。部活動は多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有する。
- ・一方で、部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置付けられている。
- ・教師の勤務を要しない日（休日）の活動を含めて、教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっているとの声もある。

#### (改革の方向性)

- ・今回の部活動改革については、公立学校における働き方改革の視点も踏まえ、教師の負担軽減を実現できる内容とすることが必要である。このため、公立学校を対象とした部活動改革とするとともに、主として中学校を対象とし、高等学校についても同様の考え方を基に部活動改革を進める。なお、高等学校における部活動は、学

校の特色ある活動として位置づけられている場合もあることに留意すべきである。このような学校については、別途、設置者の責任において、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制を構築すべきである。私立学校においても、公立学校における取組も参考にしながら、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

- これまでの部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立っており、持続可能な部活動と学校の働き方改革の両方を実現するためには、特に休日の部活動における教師の負担軽減を図る必要がある。部活動は、学校教育の一環として行われる活動であるが、必ずしも教師が担う必要のないものであることを踏まえ、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すべきである。
- 一方で、休日の部活動に対する生徒の希望に応えるため、休日において部活動を地域の活動として実施できる環境を整えることが重要である。部活動に代わり、生徒が自主的にスポーツ・文化活動に取り組み、体力や技能の向上を目指す活動機会を保障する観点から、教師の勤務を要する日（平日）において学校の活動として行われる部活動（学校部活動）と教師の勤務を要しない日（休日）において地域の活動として行われる部活動（地域部活動）との連携を図りながら、地方自治体等において、地域部活動の実施のために必要な取組を行うことが求められる。

## ○具体的な方策

これまで適正な部活動の実現に向けた部活動改革として、部活動指導員などの外部指導者の活用、活動時間や休養日の基準の設定、短時間で効果的な指導の推進などに取り組んできたところである。

今回の部活動改革は、部活動の教育的意義を踏まえつつ、更なる学校の働き方改革を実現するため、部活動ガイドラインを踏まえた取組の一環として実施するものであり、具体的には以下の取組を進める。

### 1. 休日の部活動の段階的な地域移行（学校部活動から地域部活動への転換）

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

#### (地域部活動の運営主体)

- ・地域部活動の運営主体は、退職教師、地域のスポーツ指導者、スポーツ推進委員、生徒の保護者等の参画や協力を得て、総合型地域スポーツクラブ、民間のスポーツクラブ、芸術文化団体等が担うことが考えられる。
- ・こうした地域団体において地域部活動の運営を担う人材や指導者を確保しつつ、当該団体の責任の下で、生徒の安全の確保や指導者への謝金の管理など、地域部活動の管理運営が行われることについて、生徒、保護者等の理解を得ることが望ましい。
- ・休日の大会・コンクールへの参加については、平日の学校部活動に参加する生徒のみで参加する場合で校長が認めるときは、地域部活動に参加する生徒が学校代表として参加することが考えられる。
- ・学校代表としての大会参加を含め、地域部活動の際に事故が発生した場合は、地域部活動の運営主体や大会の主催者が責任を負うことになるが、生徒が怪我をした場合の救護や保護者、学校、教育委員会等への連絡など、事故発生時の役割分担について、あらかじめ明確にするとともに、生徒、保護者等の理解を得ることが望ましい。
- ・なお、大会への引率については、指導のみを担う場合と比べて地域人材の確保が当面限定的になると考えられるため、やむを得ない場合に限り、教師が学校部活動として大会引率を行うことも考えられる。

#### (休日の指導等を担う地域人材の確保)

- ・休日の地域部活動については、教師ではなく地域人材が担うものであり、地方自治体は、教師に代わり生徒の指導や大会への引率を担う地域人材の確保に向けて、人材バンクを整備・活用し、関係団体と連携しながら、人材の育成からマッチングまでの民間人材の活用の仕組みを構築するなどの取組を行う。
- ・地域部活動の指導者は、部活動に参加する生徒の意向を踏まえ、指導方針や活動内容を決定する。その際、平日の学校部活動との関連性を考慮する必要がある。
- ・また、地域部活動の指導者が部活動の意義を理解した上で、生徒のスポーツ・文化への興味関心の向上や体力・技能の向上に資する指導を行うことができるよう、部活動ガイドラインを踏まえ、部活動指導員と同様の研修を行うことが望ましい。
- ・地域部活動において休日の指導を希望する教師は、教師としての立場で従事するのではなく、兼職兼業の許可を得た上で、地域部活動の運営主体の下で従事することとなる。令和3年度以降教育委員会において兼職兼業の許可の仕組みを適切に運用できるように、今年度中に兼職兼業の考え方や労働時間管理、割増賃金の支払い等について整理を示すこととする。
- ・なお、兼職兼業の運用に当たっては、あくまで休日の指導を希望する教師の申請を教育委員会が許可する仕組みであることから、教師が希望しないにもかかわらず、



休日の指導等に従事させることがないよう十分留意する。

- また、教師のライフステージに応じ、部活動への携わり方を主体的に選択できるような弾力的な取り扱いが望ましい。
- 部活動に対する教師の負担軽減に向けて大きな役割を果たしている学校部活動における部活動指導員の配置に対する国による支援については継続する必要があると考えられる。

(地方自治体や保護者による費用負担と国による支援)

- 地域部活動の指導者（兼職兼業の許可を得た教師を含む。）の確保に当たっては、謝金を要する場合が発生すると考えられる。
- また、地域部活動の場所や用具の確保に当たっては、使用料を要する場合が発生すると考えられる。
- 地域部活動の実施に当たっては、事故に備えるため、保険への加入が望ましい。
- 地域部活動の費用負担については、生徒の活動機会の保障の観点や受益者負担の観点から、保護者が負担することや地方自治体が減免措置等を講ずることが適切であると考えられるが、これまで両者による負担等が行われていない実態や休日に教師が部活動に従事する場合における現行の特殊勤務手当を考慮しつつ、国による支援方策についても検討する。

(休日の地域部活動を推進する拠点校（地域）の整備)

- 休日の地域部活動の実現に向けた取組を総合的に推進するため、各都道府県に拠点校（地域）を設け、国として拠点校（地域）における実践研究を実施する。併せて、その成果を他の学校に横展開することにより、全国のすべての学校において、休日の部活動における教師の負担軽減を計画的に実現する。なお、拠点校（地域）を含め、早期に地域移行が可能な学校（地域）においては、速やかに休日の地域部活動の実現に向けた取組を進める。

## 2. 合理的で効率的な部活動の推進

(合同部活動の推進)

- 地域の実情を踏まえ、特に少子化の影響が大きい過疎地域においては、地方自治体の判断に基づき、市町村を越えた他校との合同部活動を推進するとともに、都市部においては、市内の近隣校との「拠点校方式」による合同部活動を推進する事業を実施する。その際、地理的な課題が生じるが、ICTを活用することで、生徒が移動することなく指導を受けたり、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるよう実践研究を推進する。

### (大会・コンクールの在り方の整理)

- ・全国大会に参加できるのは、一部の学校であり、大多数の学校が関係するのは地方大会である。このため、学校の働き方改革の観点も踏まえ、主に地方大会の在り方を整理する必要がある。
- ・従って、国は、関係団体による全国大会の見直しを促進するとともに、地方自治体が関係団体と連携・協力して、地方大会の開催の実態を把握し、大会の在り方について整理するよう要請する。
- ・また、大会が生徒の活動の成果発表の場であることを考慮しつつも、生徒の大会参加による負担が過度にならないように、参加する大会を精選する。
- ・併せて、大会の参加資格については、学校以外のチームも参加できるよう弾力的な取扱いの検討を要請する。

### おわりに

以上の方策は、部活動改革のゴールではなくマイルストーンである。

部活動は生徒にとって教育的意義の高い活動である一方で、教師の献身的な勤務に支えられており、もはや持続可能な状態にあるとは言えない。部活動は、すべてを学校の教師が担うのではなく、生徒への指導等に意欲を有する地域人材の協力の下で、生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動を地域が支えていくことが求められる。

このような部活動改革は、地域や活動内容によってそれぞれの部活動の状況が異なることを踏まえれば、各地域で実践研究を行いながら、段階的に着実な取組を進める必要がある。この改革には、関係者の意識変革が不可欠であり、その際、国、地方自治体、学校関係者がそれぞれの役割を果たすことにより、今回の部活動改革が結実するものと考えている。

その上で、今回の部活動改革の成果や課題も見極めながら、地域人材の協力を得て、生徒にとって望ましい部活動の実現や、学校の働き方改革を通じた学校教育の質の向上を図るため、部活動ガイドラインの改訂を含め、更なる取組を進めることが関係者の責務であり、休日の部活動の段階的な地域移行は、そのための第一歩である。

# 働き方改革取組状況調査や日々のやりとりの中で見取ることができる 学校や教育委員会が求める業務の削減について

参考資料1

**趣旨** 給特法改正法の成立を受け、働き方改革をより一層加速していくため、文部科学省自らが学校に求めている業務の具体的な削減案を示していく。

**視点** これまでの学校の働き方改革に関連するパブリックコメントや教育委員会からの国への要望事項等（※）を踏まえ、文部科学省が学校に求めている業務について、削減や廃止等の要望が多く上がった業務について削減の検討を進める。

※中央教育審議会答申や勤務時間上限ガイドライン策定の際に集めたパブリックコメント、教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査（調査項目4 国への要望事項）

## <特に要望が多い事項>

### 要望1 教職員定数の改善

- 人員を増やすことが何より働き方改革の効果が大きい。
- 一人当たりの持ちコマ数の削減をすべき
- 少人数学級の実現等ができれば教員一人当たりが担当する子供の数も減り、大きな業務負担軽減となる
- 小学校英語の教科化に伴う専科教員の増員を。

### 要望2 外部人材の配置

- スクール・サポート・スタッフや部活動指導員は、教員の負担軽減効果が非常に大きいので、全学校に配置できるよう予算補助の拡充をしてほしい。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを基礎定数化し、各学校に確実に配置されるよう措置してほしい。
- スクールロイヤー配置のための補助をしてほしい。

### 要望3 ICT環境整備

- 校務支援システムやタイムレコーダー等の導入について予算の確保が課題。予算補助してほしい。
- ICT支援員の配置のために、予算補助をしてほしい。
- 多機能・高性能コピー機を導入するための予算補助を。

定数改善など教育条件の整備

### 要望4 部活動の見直し

- 部活動の位置付けをしっかりと整理した上で、今後の部活動の在り方の抜本的な検討を求めたい。
- 地域スポーツへの移行に向けた社会基盤づくりをお願いしたい。
- 学校単位だけでなく、地域クラブ活動での大会出場を認めるなど、出場資格の柔軟化を図るべき。

### 要望5 教育課程の見直し

- 標準授業時数の在り方について、
- スクラップ＆ビルドの考え方で、標準授業時数の削減を
- 総合的な学習の時間の移行措置の継続を
- 小学校は週当たり29時間となり、週当たり6時間授業が4日、5時間授業が1日となり、児童下校後の職員会議や学年会、全体研修等の時間を除くと、勤務時間中に学級事務や授業準備をすることが困難。改めるべき。

### 要望6 教員免許更新制度

- 退職教員の活用を進めたいところ、教員免許更新制度が障壁（免許が失効）となり、人材確保に大変苦労している。
- 更新講習を受けるための金銭的・時間的負担が大きな負担に対する効果の大きさに疑問がある。
- 教育委員会主催の研修の場が多々ある中、免許更新講習を受ける意味がどこまであるか。

思い切った削減や廃止を実施

### 要望7 学校向け調査の削減

- 調査統計の削減、整理・統合をお願いしたい。
- 必要な調査は、短時間で簡単に回答できるものにしてほしい。
- 県教委や市教委からの調査を削減してほしい。

### 要望8 学力学習状況調査

- 各県や自治体独自の学力調査等もあり、負担感が大きい
- 年度当初の行事等も多い4月の調査は学校の負担が大きい
- 自治体によっては、各学校での採点・分析が義務付けられており負担が大きい
- 学力状況調査のための「対策」への負担が大きい

# 新型コロナウイルス感染症にかかる学校の負担軽減に向けた取組について



参考資料2

文部科学省



人的支援

感染症対策等により業務が増大している学校をサポートし、学校の働き方改革を推進するため、**加配教員、学習指導員、スクール・サポート・スタッフなど、計85,000人計（310億円）**を緊急的に大規模配置（令和2年度第2次補正予算）

加配教員	学習指導員	スクール・サポート・スタッフ	合計
3,100人（40億円）	61,200人（232億円）	20,600人（38億円）	84,900人（310億円）



このうち、約8割にあたる約**67,000**人分の申請があり、7月に各自治体に内示。これを受けて、各自治体において、順次学校現場への配置が進んでいるところ。



現在、学校現場の更なる負担軽減に向けた**追加配置のため**に都道府県・政令市に対して**2次募集を実施中**



マニュアル改訂

教員の大きな負担となっている消毒作業について、**過度な消毒とならないよう「衛生管理マニュアル」を改訂**

- ✓ 通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れる考え方を提示。発達段階の応じて児童生徒が行うことも可。
- ✓ 清掃活動の範囲を超える特別な消毒作業は基本的には不要。



学校向け調査見直し

学校向けの国の調査の一部を中止・延期

- ✓ 令和2年度の学校向けの20の調査のうち、全国学力・学力学習状況調査や全国体力・運動能力調査など9つの調査は中止、その他も延期等を実施。

## 学校における働き方改革の目的

- 教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること

## 教師の勤務の長時間化の現状と要因

- 教員勤務実態調査(平成28年度)の結果等から、長時間勤務の要因を分析〔前回平成18年度調査〕

教諭の1週間当たりの学内勤務時間  
(※持ち帰りは含まない)

小学校: **57**時間**29**分〔53時間16分〕 中学校: **63**時間**20**分〔58時間06分〕

## 平成18年度調査に比べて学内勤務時間が増加した理由

- ①若手教師の増加、②総授業時数の増加(小学校:1.3コマ増、中学校:1コマ増)、③中学校における部活動時間の増加(平日7分、土日1時間3分)

## 学校における働き方改革の実現に向け、着実に施策を展開

### ☑ 上限ガイドライン

(月45時間、年360時間等)

- ➡ ガイドラインを「指針」に格上げし、  
在校等時間の縮減の実効性を強化

法改正

### ☑ 学校・教師の業務の適正化

- ・ 何が教師の仕事かについての社会における共有(大臣メッセージ、プロモーション動画等)
- ・ 部活動ガイドライン、学校給食費徴収・管理ガイドライン、留守番電話の設置
- ・ 校長の勤務時間管理の職務と責任の共有(『やさしい!勤務時間管理講座』動画)
- ・ 労働安全衛生管理の徹底

### ☑ 学校における条件整備

- ・ 教職員定数の改善
- ・ 部活動指導員、スクール・サポート・スタッフなど専門スタッフ・外部人材の活用

### ☑ 改革サイクルの確立

- ・ 改革の取組状況を市町村ごとに把握し公表、効果的な事例の横展開

### ☑ 中央教育審議会における更なる検討

- ・ 義務教育9年間を見通した教育課程、教員免許、教職員配置の一体的検討  
(平成31年4月17日に中教審に諮問)

### ☑ 休日の「まとめ取り」の推進

- ・ 学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化について(令和元年6月28日付け通知)

- ➡ 地方公共団体の判断により、休日の「まとめ取り」導入ができるよう、  
一年単位の変形労働時間制の適用を可能に(選択的導入)

法改正 ※骨太方針2019に記載

- 勤務条件条例主義(ただし、地方公務員法第55条第1項の職員団体による交渉や同条第9項の協定の対象事項)
- 一年単位の変形労働時間制導入に伴う労働法制上の枠組み(連続労働日数は原則6日以内、労働時間の上限は1日10時間・1週間52時間、労働日数の上限は年間280日、時間外労働の上限は1箇月42時間・年間320時間等)
- すべての教師に対して画一的に導入するのではなく、個々の事情を踏まえて適用
- 「指針」や部活動ガイドラインの遵守、インターバルの導入など、勤務時間を延長しても在校等時間が増加しない仕組み
- 長期休業期間中の業務量の縮減促進

○ 学校における働き方改革の中教審答申から3年後(令和4年)を目途に勤務実態状況調査を実施

○ 中長期的な課題として、公立学校の教師に関する労働環境について、給特法等の法制的な枠組みを含め、必要に応じて検討を実施

## 学校における働き方改革推進本部・幹事会の構成員について

令和2年6月26日現在

## 1. 本部

(本部長) 文部科学大臣  
(副本部長) 文部科学副大臣  
文部科学大臣政務官  
事務次官  
文部科学審議官  
官房長  
総括審議官  
総合教育政策局長  
初等中等教育局長  
高等教育局長  
高等教育局私学部長  
スポーツ庁次長  
文化庁次長  
大臣官房審議官(初等中等教育局担当)  
大臣官房審議官(初等中等教育局担当)  
大臣官房総務課長  
大臣官房会計課長  
初等中等教育局初等中等教育企画課長  
初等中等教育局財務課長

## 2. 幹事会

(幹事)  
総合教育政策局政策課長  
総合教育政策局調査企画課長  
総合教育政策局教育人材政策課長  
総合教育政策局地域学習推進課長  
総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長  
初等中等教育局初等中等教育企画課長  
初等中等教育局財務課長  
初等中等教育局教育課程課長  
初等中等教育局児童生徒課長  
初等中等教育局特別支援教育課長  
初等中等教育局情報教育・外国語教育課長  
初等中等教育局健康教育・食育課長  
初等中等教育局参事官(高校担当)  
高等教育局高等教育企画課長  
高等教育局私学部私学行政課長  
大臣官房総務課法令審議室長  
大臣官房会計課予算企画調整官  
スポーツ庁政策課学校体育室長  
文化庁文化戦略官